

第 2 回

医療構造改革に係る都道府県会議資料

平成 19 年 4 月 17 日 (火)

医政局指導課

医療計画について

【資料 総論編】

	頁
・ 改正医療法に基づく医療計画の見直し	1

【資料 各論編】

・ 「5 医療提供体制の現状、目標及び推進体制」中 4 疾病及び5事業の医療連携体制について	9
・ 脳卒中の医療連携	10
・ 脳卒中の医療体制における各機能類型	11
・ 脳卒中の医療体制に関する指針	13

【参考資料】

・ 医療提供体制の確保に関する基本方針(抜粋)	19
・ 医療機能調査事業報告書「調査結果編」(抜粋)	20

【資料 総論編】

改正医療法に基づく

医療計画の見直し

平成19年4月17日(火)

医政局 指導課

医療計画制度の概要（従来）

（制度の趣旨）

- 地域の体系的な医療提供体制の整備を促進するため、医療資源の効率的活用、医療関係施設間の機能連携等の確保を図ることを目的としている。
- 医療計画には、医療圏の設定及び基準病床数に関する事項、地域医療支援病院の整備の目標等に関する事項、医療関係施設相互の機能の分担及び業務の連係等に関する事項等を定める。
- 都道府県は、医療計画について少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされている。

（医療圏の設定）

- 医療計画の単位となる区域（主として病院の病床の整備を図るべき地域的単位）として医療圏を設定する。

（基準病床数制度）

- ◇ 基準病床数は、その地域（二次医療圏など）ごとの程度の病床数を整備すべきかという整備目標である。
- ◇ 基準病床数を超える病床の増加を抑制する基準となっている。
- ◇ 基準病床数を定め、病床不足地域における病床整備を進める一方、過剰地域の病床増加を抑制することにより、病床の整備を過剰地域から非過剰地域へ誘導し、医療資源の効率的活用を通じて適正な医療の確保を図る。

（医療計画に記載する事項）

- 医療圏の設定
- 基準病床数の算定
- 地域医療支援病院の整備目標
- 設備、器械・器具の共同利用等、医療関係施設相互の機能の分担
- 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保
- へき地医療の確保
- 医師等の医療従事者の確保
- その他医療を提供する体制の確保